

インドにおける財務・税務 デューデリジェンスの検討事項

(2023年3月)

日本貿易振興機構（ジェトロ）

ニューデリー事務所

ビジネス展開支援課

報告書の利用についての注意・免責事項

本報告書は、日本貿易振興機構（ジェトロ）ニューデリー事務所が現地会計事務所 Grant Thornton Bharat LLP に作成委託し、2023年3月に入手した情報に基づくものであり、その後の法律改正などによって変わる場合があります。掲載した情報・コメントは作成委託先の判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこのとおりであることを保証するものではありません。また、本報告書はあくまでも参考情報の提供を目的としており、法的助言を構成するものではなく、法的助言として依拠すべきものではありません。本報告書にてご提供する情報に基づいて行為をされる場合には、必ず個別の事案に沿った具体的な法的助言を別途お求めください。

ジェトロおよび Grant Thornton Bharat LLP は、本報告書の記載内容に関して生じた直接的、間接的、派生的、特別の、付随的、あるいは懲罰的損害および利益の喪失については、それが契約、不法行為、無過失責任、あるいはその他の原因に基づき生じたか否かにかかわらず、一切の責任を負いません。これは、たとえジェトロおよび Grant Thornton Bharat LLP が係る損害の可能性を知らされていても同様とします。

本報告書に係る問い合わせ先：

日本貿易振興機構（ジェトロ）
ビジネス展開・人材支援部 ビジネス展開支援課
E-mail：BDA@jetro.go.jp

ジェトロ・ニューデリー事務所
E-mail：IND@jetro.go.jp

The logo for JETRO (Japan External Trade Organization) is displayed in a large, bold, serif font.

目次

S.No.	内容	ページ
1	はじめに	1
2	財務デューデリジェンスにおいて主に確認すべき事項	1～5
3	税務デューデリジェンスにおいて主に確認すべき事項	5～10
4	参考資料	10～11

インドにおける財務・税務デューデリジェンスの検討事項

1. はじめに

デューデリジェンス（Due diligence）とは、一般的に企業の事業、資産、負債、財務実績を評価するために行われる広範な手続きを指す。

財務デューデリジェンスは対象企業の財務諸表を分析し、財務実績および事業の健全性を評価するために実施される。定量的なバリュードライバーに焦点を当てるだけでなく、定性的なバリュードライバーの間接的な評価も含まれる。評価すべき主な定量・定性要因は以下のとおりである。

定量要因	定性要因
収益の質	経営陣の質
利益の質	財務部門の質と規模
運転資本分析	会計帳簿の管理
ネットデット分析	プロセスと内部統制
純資産分析	法定監査人とアドバイザー

税務デューデリジェンスは対象企業の税務情報を理解し、また、税務上のリスクを定量化するために実施される。さらに、対象企業が利用していない税制上の優遇措置など、潜在的な税効果を特定することも含まれる。

本レポートにおいて、インド企業を対象企業とした場合において、財務デューデリジェンスおよび税務デューデリジェンスにおいて主に確認すべき事項を解説する。

2. 財務デューデリジェンスにおいて主に確認すべき事項

財務デューデリジェンスにおいて主に確認すべき事項を解説する。

A. 定量要因

1. 収益の質

収益モデル、収益認識基準、収益成長要因を理解、分析し、類似企業、過去実績と比較する。収益の質の分析から生じる主な検出事項は以下のとおりである。

- 一時的・非経常的な収益の特定
- 収益認識基準と会計基準に関する差異
- 総額による収益計上または純額による収益計上
- 収益の過大計上または過少計上
- 顧客の喪失と持続性

2. 利益の質

以下の調整項目を評価し、正常な EBITDA を把握する。なお、以下の項目は例示であり包括的なものではない。

- 正常収益力調整による EBITDA への影響
- 一時的・非経常的な取引
- 費用の過少計上
- 利益に影響を与える過年度取引に起因する費用
- 非事業取引から生じる利益への影響

3. 運転資本分析

運転資本分析により、営業活動に関連する流動資産と流動負債の質、および営業活動に必要とされる正常運転資本を把握することにより、短期的な資金需要を分析する。主な調整項目は以下のとおりである。

- 回収不能な流動資産
- 営業活動に関連する負債の過少計上
- 運転資本に含まれるデットライクアイテム
- 営業活動に関連しない残高
- 法人税等に関連する残高

4. ネットデット分析

ネットデット分析にて、企業価値から控除すべき負債およびデットライクアイテムを明確にする。借入金および負債は、以下の項目について調整される。

- 未積立退職給付債務

- 決算日までの未払法人税
- 偶発債務 など

5. 純資産分析

買い手が純資産アプローチにより対象会社の企業価値を算定することがある。そのような場合、買い手は以下のような調整項目に留意する必要がある。

- 財務諸表に計上されていない債務残高
- 財務諸表に計上されていない減損損失
- 税金を含む費用の計上漏れ、過少計上
- キャピタル・コミットメント
- 回収不可能な資産残高

B. 定性要因

1. 経営陣の質

経営陣は、組織の文化を形成する。また、企業統治と統制環境は、情報の品質と信頼性を確保する。十分な情報に基づいた適切な意思決定は、プロフェッショナルで透明性の高い経営陣に起因するものである。従って、経営陣の質の評価は組織の財務の健全性を評価する重要な要素となる。

2. 経理・財務部門の質と規模

経理・財務部門は、組織における監視役である。如何なる事業でも、経理・財務機能を有効に働かせるためには、適切な資格と規模を備えた経理・財務部門が重要である。経理・財務部門の質により、会計帳簿、財務報告システムおよびその内部統制の健全性・有効性が決定される。

3. 記帳および会計帳簿の管理

記帳および会計帳簿の管理状況を評価することは、組織の財務健全性を判断するための重要な要素である。業務記述書、経理規定、会計帳簿の管理に関する規則は、財務健全性を維持し、十分な財務情報に基づいた意思決定を行うために不可欠である。

4. プロセスと内部統制

統制環境は経営陣と経理・財務部門の質を示す要素であるため、その評価は組織の財務健全性を評価するために肝要である。

5. 法定監査人とアドバイザー

法定監査人およびアドバイザーの質も、会計帳簿の管理および組織の統制環境に影響を与える。法定監査人およびアドバイザーが行った業務の質の評価により、財務諸表と組織の統制環境に関する信頼性を測定する。

C. 典型的な問題点

- 収益の過大計上
- 主な取引における収益認識基準
- 適切な証憑書類がない状況での収益計上
- 前倒しで売り上げを計上するために未請求売上/契約書の設計
- 収益の繰り延べ処理とキャッシュフローへの影響
- ロビー活動と顧客維持のためのコスト（賄賂を含む）
- 全社的な間接費の配分 - 過少見積もり
- 一時的・非経常的な取引に関する処理
- 顧客との訴訟
- デューデリジェンスの実施に関する時間的な制約
- 経営情報システム（Management Information System : MIS）と財務諸表の連携 - 理解と調整

D. デューデリジェンス実施時に留意すべき事項

- 情報提供に対するためらいや抵抗
- 不要な制約（関係者への接触の制限など）
- デューデリジェンスのための情報提供前に、レビューと精査を何層にも分けて実施
- 複雑な資本構成、複数の法人格
- 終盤に提供される情報（提供に時間を要した情報）
- CEO のプロセスへの関与
- MIS を用いず CEO の経験則に基づく経営

- 報告書の内容の変更を要求する等、アドバイザーに対する不当な圧力

3. 税務デューデリジェンスにおいて主に確認すべき事項

税務デューデリジェンスにおいて主に確認すべき事項を解説する。

1. 実効税率

インド対象企業の法定税率と実効税率を比較する。調査期間中の法定税率と実効税率に著しい差異がある場合は、対象企業の会計上の利益と税務上の所得に大きな差異があることを意味する。なお、最新の財政法、別表第一に基づく法人税（サーチャージおよび教育目的税を含む）の税率は後述する。

2. 税金に関する資産の検証

会計上の源泉徴収税額（Tax deducted at source : TDS、Tax collected at source : TCS）、予定納付額（advance tax）、所得税還付金（利息含む）の残高は、源泉徴収税の明細（Form 26AS）における残高と照合する必要がある。さらに、会計上の最低代替税（MAT）クレジットは、前財務年度（FY）の所得税申告書（Income Tax Return : ITR）の Schedule MATC に記載されている次年度への繰越 MAT クレジットと照合すべきである。同様に、GST に基づく仕入税額控除（input tax credit : ITC）残高が GST ポータルの電子クレジット元帳（Electronic Credit Ledger）と一致するかを確認する。不一致が生じた場合は、会計帳簿を修正する必要がある。

3. 仕入税額控除（Input Tax Credit : ITC）の利用

2017年 GST 法（Goods and Services Tax Act, 2017）に基づき、対象企業が、仮受消費税の納税義務（outward tax liability）に対して仕入税額控除（Input Tax Credit, 以下「ITC」）を利用するための所定の条件に従っているか否を評価する。輸出に関連する ITC の場合、対象企業は、国内販売に関連する仮受消費税の納税義務（outward tax liability）と相殺する代わりに、還付請求することができる。税務デューデリジェンスの過程で、対象企業が還付を受ける要件を満たしているか、ITC の還付を請求できる帳簿上の残高があるかどうかを確認することが重要である。

4. 事業活動区域と関税 (Custom duty)

インドにおける事業活動区域は、主に国内関税一般区域 (Domestic Tariff Area : DTA) と経済特区 (Special Economic Zone : SEZ) 、Software Technology Parks of India (STPI) 等のその他の地域に分けられる。DTA 内のソフトウェア輸出に携わる企業が、認証要件 (Softex 認証) を遵守しなかった場合、外国為替管理規則違反となる可能性がある。ソフトウェア関連企業は、STPI スキームの下、非 STPI 事業者として登録しなければならない。従って、企業は各事業活動区域の要件を理解し、法令を遵守する必要がある。

1962 年関税法の規定に基づき、輸出入の物品に対して税金が課される。輸出入時に課される関税は、それぞれ輸入関税、輸出関税と呼ばれる。対象企業が利用する関税の免除および優遇措置をレビューすることにより、その妥当性を評価する。なお、関税率は、輸出入される物品の内容によって異なる。

5. 偶発債務と未払税金の妥当性

進行年度の未払税金を分析することは、会計帳簿上、適切な税負担の見積りが行われているかどうかを理解するのに役立つ。さらに、財務諸表の注記に開示された偶発債務は、監査報告書に記載された継続中の税務訴訟のリストと照合されるべきである。Companies (Auditors Report) Order が適用される場合、その詳細は第 (vii) 項、Statutory Dues の章に記載されている。

さらに、継続中の税務調査 (assessment) 手続き、1961 年所得税法 143 条 (1) による通知および関係当局が下した様々な命令 (order) の状況の評価することにより、会計帳簿に計上された未払税金を検証することができ、また、継続中の税務調査 (assessment) に対する追徴課税のリスクを見積もることができる。

6. 関連者取引

移転価格：対象企業が関連者との取引を独立企業間価格 (Arm's length price) で行っているか否かを評価することが肝心である。対象企業は、移転価格証明書の取得およびインド課税当局への提出、移転価格文書の作成および保存などの移転価格コンプライアンスを遵守しなければならない。

関連者への支払い：対象企業の関連者（法人、個人、団体等）に対する支払いが過大または不合理であることが明らかな場合、その支払いは課税所得を計算する上で否認されるリスクがある。

配当金の支払い：対象企業が支払う配当金（中間配当および期末配当）は、株主にて課税される。対象企業は配当金を支払う場合、法律で規定された税率にて源泉徴収しなければならない。

みなし配当：対象企業が繰越利益剰余金を有し、株主または株主である関連者に対して貸付金または前渡金を通常の商取引以外で支払う場合、インド所得税法上、みなし配当に該当する。この場合、対象企業は、みなし配当に対して適用される税率にて源泉徴収しなければならない。

7. 源泉徴収税に関するコンプライアンス

対象企業による支払いに対する源泉徴収の課税性および適用性を評価し、源泉徴収義務を遵守することが重要である。仮に、源泉徴収義務のある支払いに対して源泉徴収が行われていない場合、関連する支出の一部または全部が課税所得を計算する際に損金不算入となる。これらの情報は、税務監査報告書を閲覧することで把握することができる。税務監査報告書が入手できない場合または税務監査適用対象外の場合は、経営陣から会計帳簿と税金情報を入手し分析すべきある。

8. 採用した税務ポジションのレビュー

事業・資本再編、合併、会社分割、自社株買い等の取引や日常的な取引においても、訴訟になる可能性があり、そのような取引に関して、対象企業がどのような判例や税務上の考えに依拠しているか確認する必要がある。

9. 税制優遇措置

通常、所得税法または GST 法、関税法において、税制優遇措置が適用される所定の期間、遵守すべき条件が規定されている。対象企業が適用している税制優遇措置が所定の条件を満たしているか否かを評価することが肝要である。

10. 税務上の欠損金

対象企業の税務上の欠損金は、実効税率を減少させる。所得税法では、税務上の事業損失・譲渡損失は 8 年、それぞれ損失が発生した年から繰り越すことができる。また、対象企業において 49%を超える株主変動があった場合、税務上の事業損失・譲渡損失は消滅する。他方、減価償却費の繰延控除の利用期限は設定されていない。

11. 所得税申告書（Income Tax Return : ITR）と決算書および税務監査報告書の比較分析

決算書、税務監査報告書および移転価格文書をレビューし、対象企業の財政状態に影響を与える取引、課税所得計算上の損金算入または損金不算入、関連者取引、キャッシュ・ポジションおよびキャッシュフロー・マネジメント、税務上の開示、資本取引等を理解する。さらに、対象企業が、税務監査報告書で開示された損金算入および損金不算入を所得税申告書（ITR）において適切に反映されているかを評価することが大切である。比較分析における齟齬は、税務調査時におけるリスクとなり得る。

12. 費用に関する損金算入/損金不算入

以下の項目は、所得税法に基づき、課税所得の計算において損金算入/損金不算入となる費用の例示である。

- 労働法で規定された期限内に支払われなかった従業員の社会保険料（従業員積立基金・年金基金への拠出など）は損金不算入となる。
- 資本的支出、個人的支出、事業に関連しない支出、罰金に関する支出などは損金不算入となる。
- 居住者への支払いに関して、所定の期間内に源泉税を控除/納付しなかった場合、費用の 30%が損金不算入となり、源泉徴収税を支払った年に損金算入となる。
- 非居住者への支払いに関して、所定の期間内に源泉税を控除/納付しなかった場合、費用の 100%が損金不算入となり、源泉徴収税を支払った年に損金算入となる。
- 所得税法に基づき支払われた税金（利息、延滞金などを含む）は損金不算入となる。
- 1 回の取引で 1 万インド・ルピーを超える現金支払いを行った場合は損金不算入となる。
- 未認可の退職積立金に対する拠出は損金不算入となる。
- 前年度に未払いのため損金不算入となり、当年度に実際に支払われた経費は損金算入される。年度の期限内に支払われなかった経費は損金不算入となる。

13. 恒久的施設（Permanent Establishment : PE）または Place of Effective Management（POEM）に関するリスク

「恒久的施設（Permanent Establishment）、以下「PE」」とは、事業を行う一定の場所であって企業がその事業の全部または一部を行っている場所をいう。対象企業がインド以外の国に PE を有する場合、当該国で事業活動を行うために適用される関連規則や規制にも従わなければならない。同様に、対象企業の海外グループ法人がインドに PE を有しているか否かも確認する必要がある。

また、インド対象企業の子会社がインドから支配・管理されている場合、当該子会社はインドの居住者である法人とみなされ、そのグローバル所得に対して外国法人に適用される税率で課税される。

14. 法令違反に伴う罰金、利息、延滞料の可能性

所得税法、GST 法、関税法、外国為替管理法の違反に関する一般的な罰金、利息、遅延料は以下のとおりである。

法律	項目	内容
1961 年所得税法	居住者への支払いに関して、所定の期間内に源泉税を控除/納付しなかった場合	経費の 30% 損金不算入
	非居住者への支払いに関して、所定の期間内に源泉税を控除/納付しなかった場合	経費の 100% 損金不算入
	源泉税の控除/納付が適切に行われていない場合	<ul style="list-style-type: none"> 未控除：月 1% の利息 控除済み未納付：月 1.5% の利息
	期限後に所得税申告書を提出した場合	月 1% の利息
	予定納付額が不足した場合	月 1% の利息
	予定納付額を未納付の場合	月 1% の利息
	期限内に所得税申告書を提出しなかった場合	<ul style="list-style-type: none"> 申告年度（Assessment Year）の 12 月 31 日以前に申告書を提出した場合：5,000 インド・ルピー 上記以外の場合：1 万インド・ルピー
	1) 移転価格に関する情報・書類の維持保管義務違反の場合	国際取引または特定国内取引の 2%

	2) 国際取引または特定国内取引が未申告の場合 3) 誤った情報・書類を提出した場合	
	会計監査を受けていない場合または監査報告書を提出していない場合	売上高の 1.5%または 15 万インド・ルピー—いずれか低い方
	Form 3CEB が未申告の場合	10 万インド・ルピー
GST 法	月次 GST 申告が遅れた場合	1 日あたり 100 インド・ルピー (上限: 5,000 インド・ルピー)
	年次 GST 申告が遅れた場合	1 日あたり 100 インド・ルピー (上限: 売上高の 0.25%)
	誤った仕入税額控除を利用した場合	<ul style="list-style-type: none"> • 24%の利息 • 1 万インド・ルピーまたは税額の 10%のいずれか高い方
1962 年関税法	関税の不足または未払いの場合	支払うべき関税額と同額の罰金
	明確な罰則が規定されていない事項に関して違反した場合	最大 10 万インド・ルピー
1999 年外国為替管理法	情報技術分野の企業が、非 STPI の登録をせず、Softex Form を提出しない場合	1 日あたり 5,000 インド・ルピー

4. 参考資料

1. 法人税率

項目	法人税率	サーチャージ/教育目的税	実効税率
内国法人 (インド法人)	<ul style="list-style-type: none"> • 25% (FY2019~2020 (FY2022~2023 の基準年度)) の 売上が 40 億インド・ルピー 以下の場合) • 30% (売上が 40 億イン ド・ルピー超の場合) 	<ul style="list-style-type: none"> • 7% (課税所得が 1,000 万 インド・ルピー超、1 億イ ンド・ルピー以下の場合) • 12% (課税所得が 1 億イン ド・ルピー超の場合) *上記のサーチャージに加 え、4%の教育目的税を 適用。	<ul style="list-style-type: none"> • 27.82%/29.12 % • 33.38%/34.94 %

項目	法人税率	サーチャージ/教育目的税	実効税率
外国法人	40%	<ul style="list-style-type: none"> • 2% (課税所得が 1,000 万～1 億インド・ルピーの場合) • 5% (課税所得が 1 億インド・ルピー超の場合) *上記のサーチャージに加え、4%の教育目的税を適用。	42.43%/43.68%
1961 年所得税法第 115BAA に規定する法人 (特定の国内法人向け)	22%	10% *上記のサーチャージに加え、4%の教育目的税を適用。	25.17%
1961 年所得税法第 115BAB に規定する法人 (新たな製造会社向け)	15%	10% *上記のサーチャージに加え、4%の教育目的税を適用。	17.16%
最低代替税 (Minimum Alternative Tax : MAT)	15% (FY2019～20 まで 18.5%)	<ul style="list-style-type: none"> • 7% (課税所得が 1,000 万インド・ルピー超、1 億インド・ルピー以下の場合) • 12% (課税所得が 1 億インド・ルピー超の場合) *上記のサーチャージに加え、4%の教育目的税を適用。	16.7%/17.5%